

日常生活自立支援事業

あなたの暮らしに“安心”を

毎日の暮らしの中には、「介護保険などの福祉サービスを利用したいが手続きがよく分からぬ」「体が不自由になってしまい、金融機関に行けなくなってしまった」など、いろいろな疑問や不安、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、高齢者・障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるように支援しています。

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が高齢者・障がい者と契約し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行うものです。

支援を希望する人は、社会福祉協議会に相談してください。専門員が、自宅を訪問し、悩みや相談を聞きます。そして、どのようなサービスをどのくらいの頻度で行う必要があるかを本人と一緒に考え、支援計画を作成します。契約後は、支援計画に基づいて支援します。

対象は市内在住の高齢者・障がい者で、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理などに不安のある人

内容

○福祉サービス利用援助

・さまざまな福祉サービスについての情報の提供・相談、利用手続き
 ・利用料の支払い手続き
 ・苦情解決制度の利用手続きの提供
 ・報提供

○財産管理サービス
 ・預貯金の出し入れ
 ・年金・手当などの受領手続き
 ・医療費の支払い
 ・公共料金・家賃などの支払い
 ・日用品購入代金の支払い

○買物代行、家事代行、介護・看護・通院の付添、保証人になる
 といったサービスは行いません。

○財産保全サービス
 ・預貯金通帳・銀行印・実印・年金証書・不動産権利証書・契約書などの保管

○財産保全サービス：3、000円(年額)

○財産保全サービス：3、000円が加算されます。

※くわしくは社会福祉協議会(☎27・7755)へ。

相談から支援の開始までの流れ

*相談から支援の開始までに、2カ月程度かかります

① 相談



社会福祉協議会が窓口です。直接または電話で同協会(保健福祉館内・☎27-7755)へ相談してください。

② 訪問

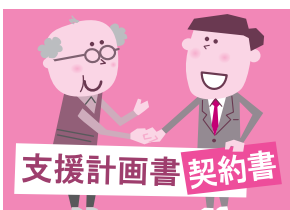


社会福祉協議会の専門員が自宅を訪問し、困っていることなどを聞きます。

契約締結審査会

審査会は法律・福祉・医療の専門家で構成されています。事業の契約の内容を判断できる能力の有無や、利用希望者の生活状況など、事業の要件に該当するか判定を行います。

③ 支援計画作成・契約



本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作り、契約書を取り交わします。

④ 支援の開始



支援計画に基づいて、福祉サービスの利用手続きや、財産関係書類の保管などをします。